

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年7月3日
【会社名】	酒井重工業株式会社
【英訳名】	SAKAI HEAVY INDUSTRIES,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 酒井 一郎
【本店の所在の場所】	東京都港区芝大門1丁目9番9号
【電話番号】	東京 (03)3434-3401番(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長 吉川 孝郎
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝大門1丁目9番9号
【電話番号】	東京 (03)3434-3401番(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長 吉川 孝郎
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 83,053,000円 (注) 本募集金額は1億円未満ですが、企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第5項第2号の金額通算規定により、本届出を行うものであります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2023年6月29日付で提出した有価証券届出書について、2023年7月3日に、臨時報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、当該有価証券届出書の記載事項のうち「第三部 追完情報」に当該臨時報告書の内容を追加するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第三部 追完情報

第1 事業等のリスクについて

第2 臨時報告書の提出

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示してあります。

第三部【追完情報】

（訂正前）

第1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に掲げた第75期有価証券報告書（以下、「有価証券報告書」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2023年6月29日）現在までの間において生じた変更、その他事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2023年6月29日）現在においてもその判断に変更は無く、新たに記載する将来に関する事項もありません。

（訂正後）

第1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に掲げた第75期有価証券報告書（以下、「有価証券報告書」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2023年7月3日）現在までの間において生じた変更、その他事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2023年7月3日）現在においてもその判断に変更は無く、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第2 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に掲げた第75期有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2023年7月3日）現在までの間において、次の通り臨時報告書を提出（2023年7月3日）しております。

1 [提出理由]

2023年6月29日開催の当社第75回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2023年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金120円

総額508,297,080円

第2号議案 取締役（監査等委員である者を除く）2名選任の件

取締役（監査等委員である者を除く）に、酒井一郎、水内健一を選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役に、清宮一志、朝倉陽保を選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	31,081	34	-	(注)1	可決 96.89
第2号議案					
酒井 一郎	29,279	1,826	-	(注)2	可決 91.30
水内 健一	30,469	636	-		可決 95.01
第3号議案					
清宮 一志	30,169	946	-	(注)2	可決 94.05
朝倉 陽保	31,028	87	-		可決 96.72

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上